

## 療養費審査基準の指針

療養費審査基準は保険者と審査機構が協議して決定するものでありますが、その協議の為の指針は以下の通りであります。この指針は第二次試案の「療養費支給審査基準設定の為の指針」に、その後、保険者・被保険者及び柔道整復師からのそれぞれの意見を参考にこれを改めたものであります。従来の「指針」と区別する意味で「新・指針」としました。

加えて、審査基準の協議合意ができるまでの間の暫定的な基準として利用することも予定しています。その内容は以下の通りであります。

- (1) 指針は前述の一般審査・個別審査のいずれかの審査基準にも共通する事項を定めています。
- (2) 療養費の対象となる柔道整復師の施術は骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷及びこれと類似の症状のある負傷の施術とします。柔道整復師が行う施術の全てが療養費の対象となるものではありません。それが保険給付(現物給付)の補完とする療養費制度からの当然の帰結であります。前述の加入登録契約及び特別契約はいずれもいかなる意味においても前述の療養費の対象枠を広げるものではなく、その対象を明確にするものであります。
- (3) 指針の具体的内容

以下の施術は上記(2)の負傷のものであっても、療養費の対象とはなりません。

- ①一部負担金を徴収しない施術。
- ②一部負担金以外の料金を徴収した施術。
- ③施術所の従業員・同居の親族に対する施術。  
但し、骨折・脱臼及び強度の捻挫・打撲については応急手当(1回のみ)に限り療養費の対象とします。
- ④自己の施術所で起こした施術事故によって生じた負傷に対する施術。
- ⑤医師が施術を禁止・制限した患者・部位、保険者が事前に療養費の対象から除外した疾病。
- ⑥往診・休日・時間外の施術に対する往診料等。

(i)往診料は、受傷後24時間以内で通院が著しく困難であることを同居の親族、同居の親族がない場合は近隣の居住者からの通院困難証明書が請求書に添付されている場合に限りです。

(ii)休日・時間外の施術についての休日等の加算は、加入登録簿に施術時間・休日を登録し、且つそれを看板などで院内外に明示し、診察券・一部負担金等施術所が患者に発行する請求書にその旨を記載している場合に限り、下記の限度で療養費として取り扱うことができます。

1.応急処置の為の施術(1回限り)。

2.受傷後、74時間以内に初検施術。

3.被保険者が休日・時間外以外の日・時間に受診できないことを証明する資料の提出を受けた施術。

㊸登録施術所以外の施術。

但し、次の場合は除く(往診・時間外の料金は療養費に算入しない)。

(i)災害救援活動・スポーツ競技など活動現場で発症した負傷。

(ii)療養型施設入所者の施術のうち施設管理者や医師の同意がある施術。

㊹患者が直接作成した予診表のない施術。予診表は審査機構が定めた書式によるものとします。

㊺部位毎に施術期間が20日を超え、施術回数が1週間のうち4回を超える施術が見込まれる負傷については、請求書にその施術部位について審査機構の定める施術計画書を添付した場合に限り、その施術を療養費の対象とすることができます。

㊻加入登録をしていない柔道整復師による施術。但し、助手等が加入登録柔道整復師の直接の指揮の下で施術した場合、その者が柔道整復師の資格を有し且つ登録簿に常勤柔道整復師として登録されている場合は療養費の対象となります。この場合、直接施術を行なった助手の氏名・資格取得年月日、採用年月日及びその者が施術した部位を施術記録に記入しなければなりません。

㊼近接部位の施術は療養費の対象とはなりません。